

第一種貨物利用運送事業（貨物自動車運送） 登録事項等変更届出書作成の手引き

第一種貨物利用運送事業者の方は下表の変更があったときは、提出期限までに当該事案を管轄する運輸支局まで3部（控含む）変更届出書をご提出ください。
※この手引きは、中部運輸局管内において変更事項を届出する場合について作成したものです。

種別	利用運送事業法	変更項目	提出期限
登録事項変更	第4条第1項	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	その日から30日以内
登録事項変更	第4条第2項	主たる事務所その他の営業所の名称及び所在地	その日から30日以内
登録事項変更	第4条第3項	事業の経営上使用する商号	その日から30日以内
変更届出	施 第4条第2項第1号イ	利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者の概要	届出事由の発生した後遅滞なく
変更届出	施 第4条第2項第1号ロ	保管施設の概要	届出事由の発生した後遅滞なく
変更届出		法人であって、代表権を有しない役員又は社員	前年7月1日から6月30日までの期間 にかかる変更について 毎年7月31日まで

中部運輸局 自動車交通部 貨物課

〒460-8528

住 所 名古屋市中区三の丸2-2-1

名古屋合同庁舎第1号館

電話番号 052-952-8037

平成 年 月 日

中部運輸局長 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名
電 話 番 号

㊞

第一種貨物利用運送事業（貨物自動車運送）登録事項等変更届出書

この度、第一種貨物利用運送事業の登録事項等を変更したので、貨物利用運送事業法第7条第3項及び同法施行規則第10条、第49条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり届出します。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名

2. 登録番号

3. 変更した登録事項等

(1) 利用運送機関の種類 貨物自動車運送

- (2) 変更した事項

新	
旧	

4. 届出事項の発生した日

平成 年 月 日

5. 変更を必要とした理由

添付書類

1. 氏名又は名称、住所を変更した場合
なし
2. 法人の代表者を変更した場合
法第6条第1項第1号から第5号までのいずれにも該当しない旨を証する書類（宣誓書）
3. 法人の役員又は社員を変更した場合
法第6条第1項第1号から第5号までのいずれにも該当しない旨を証する書類（宣誓書）
4. 主たる事務所の名称又は所在地、営業所の名称を変更した場合
なし
5. 営業所の所在地を変更した場合
 - (1) 都市計画法等関係法令に抵触しないことの書面（宣誓書）
 - (2) 施設の使用権限を有することを証する書類（宣誓書）
6. 保管施設を変更した場合
 - (1) 施設の概要書
 - (2) 都市計画法等関係法令に抵触しないことの書面（宣誓書）
 - (3) 施設の使用権限を有することを証する書類（宣誓書）
 - (4) 保管施設の面積、構造及び附属設備を記載した書類（宣誓書）
7. 商号を変更した場合
なし
8. 利用する運送事業者を変更した場合
利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者との運送に関する契約書（写）

中部運輸局長 殿

宣 誓 書

貨物利用運送事業法第4条第2項及び同法施行規則第4条第2項第3号に規定する貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類のうち、営業所^(注)について、使用権原を有することを宣誓いたします。

平成 年 月 日

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名

印

(注) 上記「営業所」について、保管施設を保有する場合は「営業所及び保管施設」と記載すること。

中部運輸局長 殿

宣 誓 書

貨物利用運送事業法第4条第2項及び同法施行規則第4条第2項第3号に規定する貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類のうち、営業所^(注)について、都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを宣誓いたします。

平成 年 月 日

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名

⑩

(注) 上記「営業所」について、保管施設を保有する場合は「営業所及び保管施設」と記載すること。

中部運輸局長 殿

宣 誓 書

貨物利用運送事業法第4条第2項、同法施行規則第4条第2項第1号ロ及び第3号に規定する貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類のうち、基幹保管施設以外の保管施設について、当該貨物利用運送事業を遂行するために必要な保管能力を有し、かつ、盗難等に対する適切な予防方法を講じた保管施設であり、貨物利用運送事業を遂行する上で適切な規模、構造及び設備を有するものであることを宣誓いたします。

平成 年 月 日

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名

⑩

中部運輸局長 殿

現住所
氏名
生年月日

宣 誓 書

貨物利用運送事業法第6条第1項第1号から第5号までのいずれにも該当しないことを宣誓いたします。

もし、この宣誓が事実と相違した場合は、いかなる処分を受けても異議申し立ていたしません。

平成 年 月 日

氏 名

印

(見本)

利用運送契約書

貨物自動車運送事業を営む (以下「甲」という。)
と貨物利用運送事業を営む (以下「乙」という。)
との間において、運送及び利用運送業務について次のとおり契約を締結する。

第1条 (契約の範囲)

荷主の要求による運送及び利用運送の業務について、甲は運送にあたり、乙は利用運送に従事するものとする。

第2条 (貨物の受渡方法及び運送責任の分野)

貨物の甲乙両者における発着扱いは、送り状を照合して受渡しする。
発送貨物は、乙が甲に引渡したるときから甲の責任とする。
到着貨物は、自動車から取卸し、甲が乙に引渡したるときから乙の責任とする。
甲は、運行休止又は欠行する場合は、乙に事前に通知する。

第3条 (荷主に対する責任、損害賠償の範囲)

貨物事故の損害は、その荷主に対して、甲及び乙、両者責任分野によって、その責を負い、賠償の範囲は、運送約款及び利用運送約款によるものとする。
甲乙共に故意又は重大なる過失がある事項に関しては、前項の規定に拘わらず、各々その責任を負うものとする。

第4条 (事故の処理)

貨物の事故の処理は、甲乙協議のうえ、これを行うものとする。

第5条 (運送保険)

車両及び積荷保険の費用は、甲の負担とする。
なお、荷主の要求にて付した運送保険は、その申込みを受付けた甲又は乙にて取扱うものとする。

第6条 (運送順位)

法令に定めのない限り、貨物の運送は受付順位によるものとする。

第7条 (運賃及び料金)

乙が甲に対して支払う運賃及び料金は、甲が関係運輸局に届け出た貨物自動車運送事業運賃料金表によるものとする。

第8条（運賃及び料金の決済）

貨物運賃及びこれに付随する料金の精算は、毎月 日をもって締切計算をし、翌月末日までに甲乙にて決済する。

第9条（他者との同種契約）

甲は、乙の営業区域と認められる地区に、乙と同一業務とみなされる業務施設（直営店、代理店、取扱店、その他）を開設しようとするときは、乙との協議を要する。

第10条（契約期間）

本契約は、平成 年 月 日から 年間効力を有する。

ただし、契約期間満了前 ヶ月までに甲乙双方から何ら意思表示がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

第11条（契約の解除及び更改）

本契約の条項中、契約の継続を不相当と認めたる時は、甲乙協議のうえ、これを解除又は更改することができる。

以上、この契約締結の証として、契約書2通を作成し、甲乙各々記名捺印のうえ、各1部を保有する。

平成 年 月 日

甲

印

乙

印